

## 人事労務レポート

★★ 今回のテーマ ★★

## 4月施行の法改正まとめ

&lt;労働基準法、雇用保険法の改正&gt;

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5

金子ビル 4F

TEL：03-5775-0762 FAX：03-5775-0763

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

平成22年3月31日に雇用保険法の改正法案が国会で可決・成立しました。雇用保険の適用範囲や雇用保険料率等が4月1日より変更されます。今回は以前のレポートでお伝えした改正労働基準法と合わせて、労務に関する法制度について4月からの変更点をまとめてお伝えします。

## 1. 労働基準法の改正(4月1日施行)

改正点は大きく分けて3つあります。

## (1) 割増賃金率の引き上げ

## 【改正点】

1ヶ月60時間を超える時間外労働について現行の25%の割増率ではなく、50%以上の割増率で時間外労働手当を計算しなければならない。

## 【改正点】

1ヶ月60時間を超える時間外労働を行った場合、労使協定を結ぶことで割増賃金の引上げ分の代わりに有給休暇を与えることも可能とする。(代替休暇)

## &lt;実務への影響&gt;

中小企業の場合当面適用が猶予されますので、自主的に引上げ措置をとる企業を除いては、賃金規程の修正等の対応は現時点で必要ありません。

## (中小企業の範囲)

■資本の額または出資の額が、小売業 5,000 万円以下、サービス業 5,000 万円以下、卸売業 1 億円以下、その他 3 億円以下 または、

■常時使用する労働者が、小売業 50 人以下、サービス業 100 人以下、卸売業 100 人以下、その他 300 人以下

## (2) 時間外労働の限度基準の改正

## 【改正点】

時間外・休日労働に関する労使協定(36協定)で設定できる月45時間、年360時間といった時間外労働の限度時間を超える「特別条項」をつける場合は、限度時間を超える分について割増率を定めなければならない。

## &lt;実務への影響&gt;

今までどおり25%のままでも法違反とはなりません。4月1日以降に成立した協定から適用されます。36協定に限度時間を超える分の割増率を明記することが必要です。

## (3) 有給休暇の時間単位での付与

## 【改正点】

労使協定を結ぶことで、年5日を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができる。

## &lt;実務への影響&gt;

導入が義務づけられたものではありませんので、労使で話し合い採否を決めます。導入しない場合は特に行うことはありません。導入する場合は、労使協定の作成、ならびに就業規則の改定が必要です。

## 2. 雇用保険法の改正(4月1日施行)

## (1) 雇用保険の適用範囲の拡大

## 【改正点】

アルバイト等の短時間労働者については、週所定労働時間が20時間以上で「31日以上」(改正前は6ヶ月以上)の雇用見込みがある場合に雇用保険の加入対象とする。

## &lt;実務への影響&gt;

すでに雇用しているアルバイト等についても、4月1日時点において今後31日以上雇用見込みがあるかどうかで加入が判断されるので注意が必要です。

## (2) 雇用保険料率の変更

◆4月分からの雇用保険料率 \* ( )内は平成21年度

	本人負担	会社負担	合計
一般事業	6/1000 (4/1000)	9.5/1000 (7/1000)	15.5/1000 (11/1000)
農林水産・清酒製造業	7/1000 (5/1000)	10.5/1000 (8/1000)	17.5/1000 (13/1000)
建設業	7/1000 (5/1000)	11.5/1000 (9/1000)	18.5/1000 (14/1000)

## &lt;実務への影響&gt;

健康保険・介護保険料率は3月分から、雇用保険料率は4月分から変更と紛らわしいですが、給与計算時ご注意ください。20日締め25日払いの会社では、通常4月給与時に雇用保険、健康保険ともに変更となります。

## (3) その他

◆雇用保険未加入者のうち、事業主から雇用保険料を控除されていたことが給与明細等で明らか場合は、2年を超えて遡及して加入できるようになりました。

◆4月1日以降に育児休業を開始した人については、育児休業期間中、休業前賃金の5割が支給されます。従来の職場復帰給付金(2割分の一括支給)がなくなり、その分が休業中に支給されます。育児休業をとる従業員へアナウンスする際、ご注意ください。

## — 今月の主な労務・税務関連手続き —

- ・有給休暇の付与(4月一斉付与の場合)
- ・雇用保険料率の変更(4月分より)

## ● コラム ●

雇用保険法の可決成立を待っての送付ということもあり、レポートの送付が遅くなりました。申し訳ございません。私事ですが、4月より平日夜と土曜日に大学院へ行き始めました。企業法学を専攻しています。労働・社会保険法令の枠から少しはみ出た付加価値の高い提案が今後できればと思います。今のところ一番印象に残っているのは、入学式で教授が言った「修士も大事だが家庭も大事」という言葉です。(山口)